

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高松市前田土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南谷下池地区）を行うことについて平成22年12月8日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業経済部土地改良課において平成22年12月24日から平成23年1月13日まで縦覧に供する。

平成22年12月17日

香川県知事 浜 田 恵 造